

第9号  
令和6年2月28日

公 告

契約担当官陸上自衛隊航空学校  
会計課長 田尾正輝

下記のとおり一般競争入札を行うので、入札心得等関係事項を承知の上、参加されたい。

記

1 競争に付する事項

- (1) 件名：航空燃料廃油売払いほか2件
- (2) 規格等：仕様書のとおり
- (3) 引取場所：陸上自衛隊明野駐屯地（三重県伊勢市小俣町明野5593-1）
- (4) 履行期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格において「物品の買受け」で「C」等級以上に格付けられ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者
- (4) 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (5) 防衛省が発注する工事等から暴力団を排除するための措置
  - ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については競争参加を認めない。
  - イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を締結しない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。ここでいう「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
  - ア 資本関係がある場合
    - 次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社（会計法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は(イ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再正手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
      - (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
      - (イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
    - イ 人的関係にある場合
      - 次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役員、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員は除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- ウ ア又イに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上滅殺するなどア又イに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

### 3 契約条項

- (1) 適用する契約条項
  - ア 不用品売扱契約条項
  - イ 談合等の不正行為に関する特約条項
  - ウ 暴力団排除に関する特約条項
  - エ 代金納付に関する特約条項
  - オ 単価契約に関する特約条項
- (2) 契約条項等を示す場所  
陸上自衛隊明野駐屯地航空学校総務部会計課（土・日曜、祝日を除く0900～1700）

### 4 入札（現場）説明会

実施しない。ただし、集積場所等の現物確認については、確認希望日の2日前までに（土曜日曜祝日を除く0900～1600）第12項に示す担当者と調整を実施すること。

### 5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊明野駐屯地航空学校総務部会計課 入札室
- (2) 日 時：令和6年3月14日(木) 10時00分

### 6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免 除  
但し、落札者が契約締結に応じない場合には、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除  
但し、落札者が契約を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

### 7 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。（消費税抜き価格）

### 8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札条件に違反した入札、入札金額が明瞭でない入札、入札者が識別しがたい入札は無効とする。
- (2) 不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって談合をなした者の入札
- (3) 他人の入札参加を妨害した者の入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態があった場合
- (5) その他、入札に関する条項に違反した入札

### 9 契約書

作成する。

### 10 落札決定方法

品目別単価決定

- (1) 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の価格であり、かつ、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

11 売扱物品の引渡し

代金を納付した日から原則として5日以内。ただし、物品管理官が期日を定める場合は、その日までとする。

12 その他

- (1) 入札に参加する者は、令和6年3月11日(月) 12時までに「入札参加受付票」(別紙様式)を提出するとともに資格審査結果通知書の写しを提出すること(FAX可)
- (2) 郵便による入札については、陸上自衛隊明野駐屯地航空学校総務部会計課契約班宛とし、令和6年3月13日(水) 17時までに担当者必着分を有効とする。この際、便着の確認を必ず行うこと。
- (3) 代表者以外で入札に参加する場合は、開札までに委任状を提出すること。(FAX可)
- (4) 電報・電話等による入札は認めない。
- (5) 契約の成立時期は、契約書に双方が記名押印した時とする。(令和6年4月1日予定)
- (6) 引取に要する費用は買取者の負担とする。
- (7) 入札等に関する事項の問い合わせ先

〒519-0596 三重県伊勢市小俣町明野5593-1  
陸上自衛隊明野駐屯地 航空学校総務部 会計課契約班 担当：島田  
TEL：0596-37-0111 (内線235)  
FAX：0596-37-2804 (直通)

本公告は、陸上自衛隊明野駐屯地 総務部会計課掲示板

陸上自衛隊明野駐屯地ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/akeno/>  
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>  
陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊  
伊勢商工会議所に掲示している。



## 売扱品目一覧表

品 目	規 格	予定数量	単位
航空燃料廃油	仕様書のとおり (N-2306)	7,200	L
潤滑油等廃油	仕様書のとおり (N-2307)	7,200	L
食用廃油	仕様書のとおり (No. 5)	1,200	L

## 入札参加受付票

契約担当官陸上自衛隊航空学校  
会計課長 殿

- 1 入札件名：航空燃料廃油売払いほか2件
- 2 入札日時：令和6年3月14日(木)10時00分から
- 3 入札（開札）場所：陸上自衛隊明野駐屯地航空学校  
総務部会計課入札室
- 4 入札参加希望業者  
会社名、住所、代表者名、連絡先等

電話番号：  
FAX番号：  
担当者：

(印)

- 5 入札方法（該当欄に○印を）

持参	郵便

- 6 仕様書等受領方法（該当欄に○印を）

事務所で受取	FAX	郵便

仕 様 書				
航空燃料廃油	仕様書番号	N-2306		
	作成年月日	6. 2. 26		
	作成部隊	陸上自衛隊航空学校		
<b>1 総 則</b>				
本仕様書は、陸上自衛隊航空学校（明野駐屯地）において発生した「航空燃料廃油」の売り払いについて必要な事項を規定する。				
<b>2 品名・数量及び単位</b>				
(1) 品 名	航空燃料廃油 (J e t A - 1)			
(2) 予定数量	年間予定数量 7, 200ℓ、1回引渡量 約600ℓ、月1回基準			
(3) 引渡条件	官側設置のドラム缶(200ℓ)から吸引による回収			
<b>3 引渡場所等</b>				
陸上自衛隊航空学校（明野駐屯地内）担当者の指示する場所				
<b>4 引渡期間及び時期</b>				
令和6年4月1日から令和7年3月31日の間とし、官側との調整による。				
<b>5 実施内容</b>				
(1)	引渡場所からの回収については、官側担当者との調整後、すべて請負業者が実施すること。			
(2)	売り払った航空燃料廃油は、再資源化して適正に処理を行うこと。 回収や再資源化の際に生じる残渣等においても適正に処理すること。			
<b>6 再生利用計画</b>				
請負業者は、契約締結後買い受けた廃油の再生利用計画書を提出するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。				
<b>7 売り払い廃油の管理</b>				
売り払い廃油は受領書により管理する。受領書は、官側で必要事項を記入後売り払い廃油とともに交付する。請負業者は必要事項を記入し、官側に提出する				
<b>8 その他</b>				
(1)	契約の履行に当たっては、関係法令を遵守し実施すること。			
(2)	回収作業は自衛隊施設に損傷を与えないよう必要な措置を実施する。 請負業者の責において損害を与えた場合は、請負業者において現状復旧するものとする。			
(3)	この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、協議の上、決定する。			
<b>9 担当者</b>				
燃料係長 佐 伯 0596-37-0111 内線275				

仕 様 書		
潤滑油等廃油	仕様書番号	N-2307
	作成年月日	6. 2. 26
	作成部隊	陸上自衛隊航空学校
<b>1 総 則</b> 本仕様書は、陸上自衛隊航空学校（明野駐屯地）において発生した「潤滑油等廃油」の売り払いについて必要な事項を規定する。		
<b>2 品名・数量及び単位</b> (1) 品 名 潤滑油等廃油 (2) 予定数量 年間予定数量 7, 200ℓ、1回引渡量 約600ℓ、月1回基準 (3) 引渡条件 官側設置のドラム缶（200ℓ）から吸引による回収		
<b>3 引渡場所等</b> 陸上自衛隊航空学校（明野駐屯地内）担当者の指示する場所		
<b>4 引渡期間及び時期</b> 令和6年4月1日から令和7年3月31日の間とし、官側との調整による。		
<b>5 実施内容</b> (1) 引渡場所からの回収については、官側担当者との調整後、すべて請負業者が実施すること。 (2) 売り払った潤滑油と廃油は、再資源化して適正に処理を行うこと。 回収や再資源化の際に生じる残渣等においても適正に処理すること。		
<b>6 再生利用計画</b> 請負業者は、契約締結後買い受けた廃油の再生利用計画書を提出するものとする。また、変更が生じた場合も同様とする。		
<b>7 売り払い廃油の管理</b> 売り払い廃油は受領書により管理する。受領書は、官側で必要事項を記入後売り払い廃油とともに交付する。請負業者は必要事項を記入し、官側に提出する		
<b>8 その他</b> (1) 契約の履行に当たっては、関係法令を遵守し実施すること。 (2) 回収作業は自衛隊施設に損傷を与えないよう必要な措置を実施する。 請負業者の責において損害を与えた場合は、請負業者において現状復旧するものとする。 (3) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、協議の上、決定する。		
<b>9 担当者</b> 燃料係長 佐 伯 0596-37-0111 内線275		

仕様書				
食用廃油	仕様書番号	N o. 5		
	作成年月日	令和6年1月22日		
	作成部隊等	陸上自衛隊航空学校		
<b>1 総則</b>				
この仕様書は、陸上自衛隊航空学校（明野駐屯地）において発生した「食用廃油」の売払いについて必要な事項を規定する。				
<b>2 品名・数量及び単位</b>				
(1) 品名	食用廃油			
(2) 予定数量	年間予定数量 1200ℓ、1回引渡予定量 400ℓ、引渡予定回数 3回			
(3) 引渡条件	官側設置のドラム缶（200ℓ）から吸引による回収			
<b>3 引渡場所</b>				
陸上自衛隊航空学校（明野駐屯地内）担当官の指示する場所				
<b>4 引渡期間</b>				
令和6年4月1日から令和7年3月31日の間とし、官側との調整による。				
<b>5 実施内容</b>				
(1) 引渡場所からの回収については、すべて請負業者が実施すること。				
(2) 売払った食用廃油は、再資源化して適正に処理を行うこと。				
(3) 回収や再資源化の際に生じる残渣等においても適正に処理すること。				
<b>6 再生利用計画</b>				
請負業者は、契約締結後、買い受けた廃油の再生利用計画を提出する。また、変更が生じた場合も同様とする。				
<b>7 その他</b>				
(1) 契約の履行に当たっては、関係法令を遵守し実施すること。				
(2) 回収作業は、自衛隊施設に損傷を与えないよう必要な措置を実施する。 請負業者の責において損害を与えた場合は、速やかに現状復旧するものとし、原状復旧に掛かる費用は請負業者負担とする。				
(3) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、協議の上、決定する。				